

暴風並びに大雨・洪水・地震等に関する児童の安全確保について

記

1 登校時に和歌山市に、 『暴風警報』・『大雨警報』・『洪水警報』・『大津波警報』・『特別警報』 のいずれかが発令されている場合は自宅待機です。

- 登校時、和歌山市に「暴風警報」や「大雨警報」、「洪水警報」、「大津波警報」、「特別警報」が発令されている時は、自宅待機してください。この場合は特に、連絡はしません。テレビ・ラジオ等の情報にご注意ください。
- 午前9時までに上記の警報が解除されない場合は、**臨時休業**とします。家庭学習をさせてください。
- 午前9時までに上記の警報が解除された場合には、天候の回復や通学路の状況などを確認して、登校させてください。
 - ・ただし、午前6時の時点で上記の警報が発令されている場合は、給食は中止になりますので、授業は午前中となり、児童は12時に下校します。
 - ・通学途中に危険が予想される場合には、保護者の判断で登校を見合わせてください。その際には、その旨を担当までお知らせください。
 - ・登校する際には安全面に十分注意するようにご指導ください。また、自宅待機の際には、児童が危険個所に近寄らないよう注意してください。

2 和歌山市に『波浪警報』だけが発令されている場合、授業は普通通りに行います。

- 児童を登校させてください。

3 授業中に『暴風警報』・『大雨警報』・『洪水警報』や『大津波警報』・『特別警報』の いずれかが発令された場合（警報が発令されることが確実と思われるときを含む。）

- メール連絡システムや学級連絡網で連絡させていただき、教職員の誘導のもとに帰宅させます。しかし、帰宅させられない状況の時は、安全が確認されるまで学校で待機します。
- 特別警報が発令された場合**には、下校せずに、避難所である**学校で待機**します。

4 地震が発生した場合

- 登校前に「**震度5強以上**」の地震が起きた場合は、**臨時休業**となります。
- 登校後に、「**震度5弱以上**」の地震が起きた場合は、安全を確かめた上で臨時に下校させたり、下校を見合わせたりと状況により判断します。判断については、メール連絡システムや学級連絡網で連絡させていただきます。

5 その他

- 臨時休業した翌日の授業は時間割どおりで行います。
- 学校が避難所となる場合には、臨時休業となります。